

## Client Alert

16 March 2026

### 本アラートに関する お問い合わせ先



吉田 武史  
パートナー  
+81 3 6271 9723  
[takeshi.yoshida@bakermckenzie.com](mailto:takeshi.yoshida@bakermckenzie.com)



長谷川 匠  
アソシエイト  
+81 3 6271 9540  
[takumi.hasegawa@bakermckenzie.com](mailto:takumi.hasegawa@bakermckenzie.com)



藤原 総一郎  
アソシエイト  
+81 3 6271 9707  
[soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com](mailto:soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com)

## 2025年改正公益通報者保護法対応の指針改正案

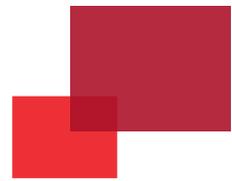
2025年に成立した公益通報者保護法の改正法（以下、「2025年改正法」）は、2026年12月1日から施行される。同改正法の施行に向け、2025年11月から12月にかけて、公益通報体制整備義務及び従事者指定義務に基づき、事業者がとるべき措置に関する、適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下、「指針」）を改正する告示案（以下、「改正指針案」）に関する意見募集が行われた。本アラートでは、改正指針案の概要とこれを踏まえた今後の実務対応について解説する。

### 改正指針案の概要

改正指針案は、2025年改正法の骨子である、体制整備の徹底と実効性の向上、公益通報を阻害する要因への対処、公益通報を理由とする不利益取扱い（報復）の抑止・救済の強化、公益通報者の範囲拡大の各観点から、以下の具体的な規定を置いている。

#### ● 体制整備の徹底と実効性の向上

- 1) **従事者指定における守秘義務・刑事罰の適用の明示**：事業者による従事者指定において、公益通報者の特定にかかわる守秘義務の適用を受けること、守秘義務に違反した場合の刑事罰の適用について明示することの要請。
- 2) **労働者等への周知内容の具体的指針**：2025年改正法で明示された公益通報体制の周知義務にかかわり、具体的な周知・啓発内容として、以下の事項の明示の要請。
  - a. 内部公益通報受付窓口の設置に関する事項、連絡先、連絡方法
  - b. 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置の内容
  - c. 公益通報対応業務の実施に関する措置の内容
  - d. 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置の内容
  - e. 不利益な取扱いの防止に関する措置の内容
  - f. 範囲外共有、通報妨害及び通報者探索の防止に関する措置の内容
  - g. 是正措置等の通知に関する措置の内容
  - h. 記録の保管、見直し・改善及び運用実績の労働者、フリーランス及び役員等への開示に関する措置の内容
  - i. 公益通報にかかる通報対象事実についての調査への協力に関する事項



- **公益通報を阻害する要因への対処**

2025年改正法上禁止される「通報妨害」、「通報者探索」の定義の明確化。

- **公益通報を理由とする不利益取扱い（報復）の抑止・救済**

「不利益な取扱い」の定義と具体的例示：2025年改正法において厳罰化された不利益取扱いの定義の明確化と、以下の該当例の具体的例示。

- 1) 地位の得喪に関すること

- (ア) 解雇

- (イ) 退職の強要

- (ウ) 正社員をパートタイム労働者等の非正規社員とするような労働契約内容の変更の強要

- (エ) 期間を定めて雇用される者について契約の更新をしないこと

- (オ) あらかじめ契約の更新回数の上限が明示されている場合に当該回数を引き下げること

- (カ) 本採用・再採用の拒否

- (キ) 懲戒解雇

- (ク) 休職

- (ケ) 労働者派遣契約の解除

- (コ) 業務委託に係る契約の解除等

- 2) 人事上の取扱いに関すること

- (ア) 降格

- (イ) 不利益な配置の変更・出向・転籍・長期出張等の命令

- (ウ) 昇進・昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと

- (エ) 不利益な自宅待機を命ずること

- (オ) けん責等の懲戒処分

- (カ) 派遣労働者として就業する者について派遣先が当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒むこと

- (キ) 公益通報者に係る労働者派遣をする事業者に派遣労働者の交代を求めること等

- 3) 経済待遇上の取扱いに関すること

- (ア) 減給

- (イ) 賞与・一時金・退職金等において不利益な算定を行うこと

- (ウ) 業務委託に係る取引の数量の削減

- (エ) 業務委託に係る取引の停止

- (オ) 業務委託に係る報酬の減額

- (カ) 役員報酬の減額等

- 4) 精神上・生活上の取扱いに関すること（事実上の嫌がらせ等）



- **通報主体や保護される者の範囲拡大**

2025年改正法によって、保護される通報主体となったフリーランスの定義の明確化及びフリーランスに関する規定の追加。

### 今後の実務対応

本アラートでは、改正指針案を踏まえた今後の実務対応として、以下の対応を提案する。

- **従事者指定における指定方法の見直し**：改正指針案に準拠し、従事者指定の際に、守秘義務の適用や守秘義務違反の罰則の適用にかかわる通知がなされるよう、手続を見直す必要がある。
- **指針案の明示事項を踏まえた周知の徹底**：役職員等への通報体制の周知・啓発の徹底にあたっては、改正指針案に明示された具体的な周知内容に沿って行われる必要がある。
- **具体的な例示を踏まえた不利益取扱いの禁止の徹底**：改正指針案で示された具体的な例示について、各役職員等が認識・理解し得る形で、不利益取扱いの禁止が徹底される形が望ましい。

\*\*\*

本クライアントアラートへのご質問やコンプライアンス・プログラムの改善に向けたアドバイスが必要な場合には、弊所にお気軽にご相談ください。